

# 登録特定行為事業者の登録申請について（ご案内）

## 1. 登録事業者について

事業者が利用者に対して喀痰吸引等を行う場合は、一定の要件を満たした事業所ごとに、登録特定行為事業者又は登録喀痰吸引等事業者（平成 27 年度以降登録可能）として、事業所のある都道府県に登録する必要があります。

まだ、登録特定行為事業者の登録申請を行っていない場合は、以下の通り手続きを行ってください。

<登録基準（全てに適合すること）>

1. 医師、看護師その他の医療関係者との連携が確保されているものとして厚生労働省令で定める基準（省令第 26 条の 3 を参照）に適合していること。
2. 喀痰吸引等の実施に関する記録が整備されていること、その他喀痰吸引等を安全かつ適正に実施するために必要な措置として厚生労働省令で定める措置（省令第 26 条の 3 第 2 項を参照）が講じられていること。
3. 医師、看護師その他の医療関係者による喀痰吸引等の実施のための体制が充実しているため介護職員等が喀痰吸引等を行う必要性が乏しいものとして厚生労働省令で定める場合（省令第 26 条の 3 第 3 項を参照）に該当しないこと。

## 2. 申請の手続きについて

- ・ 登録の申請は事業所ごと（事業所の指定単位ごと）に行うこと。同一所在地内に複数の事業所を抱える事業者の場合についても、事業所ごとに申請を行うこと。
- ・ 訪問介護事業所と居宅介護事業所を一体的に運営しており、認定特定行為業務従事者が両方の業務に従事している場合は、登録申請書（様式 1 - 1）及び従事者名簿（様式 1 - 2）については、それぞれ作成すること。
- ・ 登録申請には、奈良県収入証紙（500円）を申請書ごとに添付すること。（収入証紙の販売場所については、下記 HP 参照）

### 登録特定行為事業者登録申請に必要な提出書類

① 登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録申請書 [様式 1 - 1]

② 定款又は寄付行為

③ 登記事項証明書

④ 社会福祉士及び介護福祉士法第 48 条の 4 各号の規定に該当しない旨の誓約書  
[様式 1 - 3]

⑤ 登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録適合書類 [様式 1 - 4]

⑥ ⑤の書類に関し、登録要件に該当することが確認できる書類

下記 HP 内にある「適合書類について」を参照の上、各適合要件を満たすような参考様式を必要に応じて使用してください。様式は問いませんので、それぞれの内容について確認できるものが既に事業所で整備されている場合には、既存の資料を添付してください。

⑦ 介護福祉士・認定特定行為業務従事者名簿 [様式 1 - 2]

⑧ ⑦の名簿に登載した者の認定証の写し

### 3. 登録内容の変更について

既に事業者登録をしている事業所において、

- ① 変更登録届出書（様式3-2）に記載されている登録内容に変更が生じた場合には、関係書類を添えて届け出ること。
- ② 特定行為を追加する場合は、登録更新申請書（様式3-1）に関係書類を添えて届け出ること。

### 4. 提出先等

- ・ 提出先  
〒630-8501 奈良市登大路町30番地  
障害福祉課自立支援係  
TEL：0742-27-8513  
FAX：0742-22-1814
  
- ・ 提出方法  
郵送又は持参

### 5. その他

各様式等については、奈良県障害福祉課HPからダウンロードしてください。

「奈良県障害福祉課HP→自立支援係→介護職員等によるたんの吸引等の実施（特定の者対象）について→制度の詳細→喀痰吸引等研修（第3号研修）→認定特定行為事業者の登録申請について」